

ルソー

## 『社會契約論』草稿（抄譯二完）

恒藤武二譯

「はしがき」

いわゆるジュネーヴ草稿第一編第一章および第二章を本誌第七號に譯出したが、今回は草稿と『社會契約論』との差異が、最も著しい今一つの部分である第一編第五章を譯出する。省略した他の部分について本稿譯者後記を参照。なお以下の註はすべて譯註である。

### 第一編

#### 第五章 社會の絆についての

誤つた觀念

人々を集合させる幾千の仕方はあるが、彼らを結合する仕方は一つしかない。この著作の中で、私が政治的社會の形成に對して、一つの方法しか與えなかつたはそのためである。實際にこの名前の下に存在している多くの集合の中で、おそらく一つとして同じ仕方で形成されたものは存在せず、また私が確立したような仕方で形成されたものは一つもないだろうが。しかし私は權利と理由とを探求しているのであつて、

ルソー『社會契約論』草稿（抄譯二完）

事實を論じているのではない。これらの規準の上に立つて、われわれの著者の大部分が假定するような、市民的結合の道について、いかなる判斷を下すべきかを探求しよう。

(1) この節の敘述は、きわめて明瞭にルソーが社會契約についてその歴史性を否定し、理論的要請であると考へていふことを示している。

1 家父の自然的權威は、子供達の弱さとその必要とを越えて擴つてゆくこと、および家父に従うことを續けているうちに、子供達が最初には必要にせまられてなしたことを、ついに習慣により、また感謝してなすということ、それらのことはたやすく認められる。また家族を結合することができ、その絆を見ることはやさしい。しかし、父親が死ぬや否や、子供達の一人が、年のあまり違わぬ兄弟達に對して、また家族外の人達に對してさえ、父親がこれらすべての人々に對してもつていた權力を僭稱するとなると、まさに理由も根據もないことが生ずる。なぜなら、父親の、年齢、力、やさしさ、による自然の權利、子としての感謝の義務、すべてが同時にこの新しい秩序の中では缺けているから。また、自然の法に従つて、自分の子供達をひたすらひきにする筈の人間の拘束の下に、子供達を従わせる兄弟は、とんまかあるいは不自然な人である。人々は、ここで、かかる事情にあつてはもはや首長と構成員を結合するものを見ない。力のみが働き、自

然はなに一つもはや語つていない。

しばらくの間多くの著者達によつて、強調してなされる比較を検討しよう。第一に、國家と家族との間に、著者達が稱するほどの關係が存在するとしても、そのためにこれら二つの社會の中の一方に固有の規則が、他のものにも適用するといふことは導き出されない。この二つの社會は、同じ仕方で運営されることができるときには、あまりに大きさが異つてゐる。また、父がすべてのことを自ら見てゆく家政と、他人の眼を通して以外には、首長がほとんどなものをも見ない市民政府との間には、常に極端な相違が存在するであろう。この點に關してことがらが同様になるためには、父の才能、力、およびあらゆる能力が、家族の大きくなるにつれて増大せねばならぬ。また強力な君主の魂が通常人のそれに對するのは、ちよつと君主の帝國の領域が個人の遺産に對するようにならねばならぬ。

(1) この節および以下四節は『政治經濟論』の最初の部分にほとんどそのまま再出。

しかしどうして國家の政治が、その原理があまりにも異つてゐる家政に似ていることがあり得ようか。父は肉體的にその子供よりも強いので、子供たちに父の援助が必要なかぎり、父の權力は理由を以つて自然によつて確立されたものと見なされる。その構成員が自然的に平等である大家族（*grande famille*）にあつては、政治的權威はその制度に關しては全く恣意的ではあるが、契約による以外には基礎づけられることができないし、また長官は法による以外には市民に命令することができない。父の義務は自然的感情によつて彼に命ぜられ、かつまれにしか背くことを許さないような調子で命ぜられている。首長達は同じ様な規則を少しも持たず、人民に對しては、首長達がなすことを約束し、人民がその執行を要求する權利があることがらについてのみ拘束される。さらに重要な他の相異は、子供達は父から受取つたもの以外何も持つていないから、あらゆる所有の權利は父に屬するか、あるいは父から發しているということである。大家族にあつては全く反對である。そこでは、一般的な運営はそれよりさきに存在した個々人の所有を確實にするためにのみ確立される。あらゆる家の仕事の主な目的は、後になつて父が貧乏させることなく、子供達に財産を分配できるように、父の財産を守り増やすことである。王の富が個々人の福祉になにもものをも加えないどころか、常に彼らの平和や充實をも犠牲にするのとは反對に。最後に小家族は消滅していくの日に他の多くの同様な家族に分解するように運命づけられている。しかし大家族は同じ状態で常に存続するように作られているので、前者の數が殖えるために（その人口が）増加することが必要である。かつ後者は現狀を維持すれば足りるというだけ

でなく、すべての増加は有用であるよりもむしろ害があることを立證できる。

(1) Grande famille という語を、大家族と譯して見たが、もち論國家を指す。

ことからの性質から引き出される多くの理由によつて、父が家族の中で支配せねばならぬ。第一に、權威は父と母との間で平等であつてはならない。政府は一つでなければならぬ。また意見が分れた際には、それを決する優越した意見が存在せねばならない。第二。女性に特有な不快(な期間)をいかに軽く考えようと、それは常に女性にとつて非活動的な休止期間であるから、女性を優位から除くのに十分な理由である。なぜなら、バランスが完全に等しいときには、わずかなことながらもそれを傾けるのに足るから。さらに、夫は妻の操行を監視せねばならない、なぜなら、彼が(その子と)認めさせられた子供たちが、彼以外の他人に屬さないことが肝心だから、同じ様な心配を少しも持たぬ女性は夫に對して同様の權利を持たない。

第三。子供たちは、最初は必要により、ついで感謝して父に従わねばならない。その一生の半ばの間、父から必要なものを受取つた後、彼らは後の生涯を自分の子供たちを養つために捧げねばならない。第四。召使達については、彼らは、家父が與えてくれる生活の資と交換にその仕事をなす義務がある。それが彼らに適當でなくなり、取引をやめた場合を

除いて。私は奴れいについては少しも語らない、なぜならそれは自然に反してをり、また何ものもそれを正當化しないから。

政治的社會にあつてはそのようなことはすべて存在しない。首長が個々人の幸福について自然的關心を持つどころか、個々人の非慘の中に自己の幸福を求めることさえ稀ではない。王冠は世襲であるべきなのか。人々に命令するのがしばしば子供であるといつたことにもなる。原註選挙によるべきか。選挙に際しても多くの不便が感ぜられる。いづれの場合にも、人々は、あらゆる家父長制(Paterfamilias)の利益を失う。もし一人の首長しか持たないとしたら、貴方たちを愛する理由を少しも持たない主人の思いのままにされるし、もし多くの首長を持つとしたら、彼らの暴政と、その仲間割れとを忍ばねばならない。一言でいえば、濫用はさけ難く、その結果は災い多いものである、公共の利益と法とがなんら自然的な力を持たず、それらが個人的利益と首長および構成員の情念によつて、絶えず攻撃されているすべての社會にあつては。

原註

王の成年についてのフランス法は、子供よりも攝政によつて支配される方が、より大きい害悪であることを、深い思慮ある人々と、長い經驗が、人民に教えたことを證明している。

家父の任務と王の任務とが同じ目的に向けられねばならぬとしても、それはあまりにも異つた道を通じてなされるのであり、また彼らの權利と、彼らの義務は區別されているのであるから、社會の原理について、もつとも誤つた觀念を形成することなしには、また、人類にとつて致命的な誤りに落ち入ることなしには、家父および王の權利、義務を混同することはできない。實際、自然の聲がよき、家父がその義務を十分に果すために聞くべき最良の勸告であるとしても、それは、長官にとつては、絶えず彼の義務を果すことから遠ざける誤つた手引に過ぎないし、もしも深慮により、あるいは徳によつて彼が支えられていなかつたら、遅かれ早かれ、その滅亡あるいは國家の滅亡へと彼を引きずつてゆくであろう。

家父に必要な唯一の用心すべきことは、墮落から身を守ることであり、自分の中で自然的諸傾向が悪くならないように防ぐことである。しかし長官を害するのはまさにそれらのことである。うまくやつてゆくために、前者はその情念にひたすら聞けばよい、が後者は彼の情念に聞くや否や、反逆者となる。彼の理性さえも疑はれねばならない。かくて彼は公共の理性、すなわち法にのみ従はねばならない。自然は多くの善良な家父を作つたけれども、しかし人間の智慧がかつて善き王を作つたかどうか私は知らない。プラトンの共和國の中に王たる人の持つべき品性を見、その上で、それらの品性を持つた人を誰か示して欲しいものだ。たとえばかかる人が存在し

また王冠を戴いたと假定しても、人間の政府の規則を奇蹟の上に打ち立てることを理性が許すであろうか。それゆえ、都市の社會的紐帶は、家族の紐帶の擴張によつて、また同じモデルの上に形成され得ないし、また形成されてはならないといふことは確實である。

二、富有な、また力ある人々が、地上に廣大な所有を獲得した後、そこに來住しようとした人々に法を課したこと、彼の最高の權威を承認し、すべての彼の意志に従うという條件で、彼らに來ることを許したといふこと、そのことはなお私は了解し得る。しかし、既存の權利を前提とするこの協定が、權利の最初の基礎であること、またこの暴虐な行爲の中に二つの篡奪、すなわち、土地の所有權に對する、および住民の自由に對するそれが存在しないといふことを、どうして納得することができよう。どうして個々人が罪に價する篡奪によらないで廣大な領地を占領し、人類からそれを奪うことができようか。なぜならかかる篡奪は、世界の住民の殘部から自然が彼らに共通に與えた住居と食料とを取り上げるのだから。必要と勞働とに先占者の權利を認めるとしよう。この權利に制限を與えることはできないだろうか。共通の土地に一步を置くだけで、ただちにその土地の排他的所有者と稱するのに十分なのだろうか。すべて他の人々をそこから追ひ出す力を持つといふことは、彼らからそこに戻つて來る權

利を奪うのに十分なだろうか。占有を奪う行爲はどこまで所有権を基礎付けることができるのか。ヌニエズ・バルバオが海岸に立つて南の海と南アメリカ全部を、カステイユ王の名の下に占有したとき、その行爲があらゆる住民の所有権を奪い、世界のすべての王をそこから排除するのに十分であったのだろうか。この先例によつて、これらの儀式があまりにも馬鹿げているが繰り返えされた。なぜなら、このカトリックの王は既に他の王によつて占領されている土地を除いて、他の全世界を王座から一瞬の中に所有できるから。

原註

何という書物であつたか、『オランダ人の觀察者』という標題であつたと信じているが、その中でなかなか面白い原理を私は讀んだ。すなわち、野蠻人しか住んでいない土地はすべて所有者がないと看做さるべく、人々は自然法によるなんらの不法を犯すことなく、合法的にその土地を占領し、住民を追い出すことができる、とあつた。

(1) 以下および次の節(最後の文章を除く)とほぼ同様の敘述は『社會契約論』第一編第九章に再出。

それではある土地に對する先占権を基礎づけるのに必要な條件は何であらうか。第一に、その土地が何人によつても住まれていないこと、第二に、生活の維持に必要な以上の土地を占有しないこと、第三に、空虚な儀式によらず、勞働と耕

ルソー『社會契約論』草稿(抄譯二完)

作によつてそれを占有すること。この勞働と耕作こそ他人によつて尊重さるべき所有権の唯一の徴であるのだが。社會狀態以前の人々の權利は、上述以上には及ばない。残りの權利は、自然法に反する暴力と篡奪に過ぎないから、社會(成立後)の權利の基礎として役立つことはできない。

さて私が自分の維持に必要な以上の土地を持たず、かつそれを耕すのに十分な人手を持つてるとき、もしもさらにその土地を讓渡したとしたら、私に必要な土地より少い土地しか残らないだろう。それゆえ、私の生存を脅やかすことなしに、どうして他人に讓ることができようか。あるいは他人をば、私に屬さないものの所有者にするために、どんな約束を他人と結べよう。なぜなら、かゝる服従は人間の本性と相容れず、またその意志からあらゆる自由を奪うことは彼の行爲からあらゆる道徳性を奪うということの外に、一方においては絶對的な權威を、他方においては絶對的服従を定めるようなことは、空虚な、馬鹿げた、不可能な契約であるのだから。

(1) 以下本節の敘述は『社會契約論』第一編第四章に再出。

3 戰爭の權利によつて勝利者が、その捕虜を殺す代りに、彼らを永久的な奴隷にすると、疑いもなく、それは捕虜の利益となるだろう。しかし、勝利者はこのように戰爭

の權利によつてのみ捕虜を使うのであるから、戦争状態は敗北者と彼との間では、少しも終つていない。なぜなら戦争状態は、それが始つた時のように、自由にして任意な協約によつてのみ終了し得るのだから。勝利者が彼らすべてを殺さなかつたとしても、このいわゆる恩恵は、生命にそののみが價を與える自由を以つて購はれねばならなかつた時には、少しも恩恵ではない。捕虜たちが死ぬよりも生きてゐる方がより役に立つから、勝利者は捕虜たちの利益のためにではなく、自分の利益のために、彼らを生かしておいたのである。彼らは勝利者に従うよう強制される間服従するだけで、その外なんらの義務を負うものではない。しかし、征服された人民が力によつて課された軛を振り落し、またその主人をやつつけることができるような状態になるや否や、可能ならば、人民はそうしなければならぬ。その合法的な自由を回復しながら、人民は戦争の權利を權威づける暴力が存在しているかぎり少しも止むことのないその戦争の權利を、用いてゐるに過ぎない。さて、戦争状態はどうして、正義と平和のみをその目的とする結合の協定の基礎として役立つようなことがあるか。「われわれの間に戦争が存在している限り、われわれは唯一の團體に結合してゐる。」ということ以上に馬鹿げたことを考えることができるだろうか。しかし、このいわゆる捕虜を殺す權利が誤つたものであることは、あまりにも十分に認められてゐるので、文明人にして、この根據のない野ばん

な權利を敢えて行使、または要求しようとする人は少しもなく、この權利を支持しようとするお抱え者のソフィストの中にさえないほどである。

それゆゑ、私は先ず、勝利者は、敗北者が武器をすてるや否や、彼らを死に處する權利を持たないから、彼は、少しも存在しない權利に基いて敗北者を奴れいにすることはできないということ述べよう。第二に、たとえ勝利者がこの權利を持つものとし、かつ彼がそれを利用しないとしても、そのことから、市民状態は決して生れず、ただ修正された戦争状態が生れるということ。

もしこの戦争という言葉によつて、人々が公やけの戦争を理解してゐるとしたら、人々は少しもその起源を説明してゐない、既存の社會を豫め前提してゐるのだ、ということをつけ加えよう。私の、また人と人との戦争を理解してゐるとしたら、ただ主人と奴れいが生れるだけで、決して首長と市民は生れて來ない。この最後の關係を明らかにするためには、常に、人民の團體を作り、その中の構成員を結合し、かくして首長に結びつける、なんらかの社會契約 (convention sociale) を前提せねばならない。

事實、市民状態の眞の性格はこのようなものである。首長とは獨立に、人民は人民である。もし王が滅んだとしても、

臣民の間には、彼らを人民の團體として維持する結合がなお存在する。暴君政治の原理の中にはこのようなことは見出されない。暴君が存在することを止めるや否や、すべてが分離し、ちようど柏の葉を火が焼きつくして消えた後には、それが灰の山となるように、埃になつてしまふ。

4 時の経過によつて暴力的な篡奪が十分に合法的な權力になること、時效のみが篡奪者を最高の長官に變え得ること、また奴れいの群を人民の團體に變え得ること、これらのことは、多くの學識ある人々が敢えて支持しようとするものであり、それについては理性のそれ以外の權威は缺けていない。長い間の暴力が、時の效力によつて、正しい政府に變化するどころか、反對に、人民がその首長に自由意志によつて恣意的な權力を認めるほどかつて愚かであつたとしても、この權力は、他の世代にまで移されることはできないし、また最初の人民が存在している期間のみその權力が合法化されるということとは否定し難いことである。生れてくる子供たちが、彼らの父親たちの條理に反したことを承認するだろうと假定することはできないし、また、子供たちに、かれらが犯したのではない過ちの苦しみを、まさに荷わせることを假定もできないから。

存在していかないものはなんら資格を持つていないから、生れてくるはずの子供はなんら權利を持たず、したがつて、その父親は、子供たちおよび自分のために、少しも後悔するこ

となく權利を放棄することができる、とわれわれにいう人があることも私は知つてゐる。しかし、このように粗末な讒辯を打ち破るためには、息子がその財産の所有權として、父から單獨に受け取る權利と、彼が自由として自然からまた人間の資格においてのみ受け取る權利とを、區別するだけで十分である。理性の法により、父が唯一の所有者であり、子供から奪うことが出来る前者のみを讓渡し得るといふことは疑ない。しかし後者については同じではない。自由は自然の直接の贈り物であり、その結果、いかなる人もそれを取り上げることはできないのである。その臣民の幸福をたくみにまた熱心に計る征服者が、臣民に片腕を少くとも犠牲にしたら、彼らは一層平穩かつ幸福になるだろうと説得したと假定しよう。このことは、父親の約束を果すために、すべての子供たちが永久に腕を切られることを強制するのに十分であらうか。

それによつて人々が暴君政治を合法化しようとする暗黙の承認に關しては、一層長い沈黙によつて、その承認を推定できないことを見るのはやさしい。なぜなら個々人が公共の力を自由にする人間に抗議するのを妨げる恐怖は別としても、人民はその意志を團體としてのみ表現し得るのだが、それを宣言するために集會する權利を持つていないから。反對に、市民が沈黙していることは、承認されていない首長を排斥するのに十分である。首長を權威づけるためには、人民が語る

こと、人民が全き自由をもつて語ることを必要である。さらに、法律家や、他のかゝることがらのために雇われた者どもが上に述べたような、すべてのことは、人民がその奪はれた自由を取り戻す権利を持つていないということを少しも證明していないし、反つて、人民の自由を奪うことは危険なことを證明している。自由を奪うことは、また、たとえ自由を失つたことから来る害以上の害を人々が知つてゐるさいにも、決してなしてはならないことである。

社會契約についてのすべてのこの論争は、非常に單純な一つの問題に還元されるように思われる。人間をして、自由意志により、社會團體に結合するよう約束させ得たものは、もしそれが彼らの共同の利益でなかつたとしたら、何であろうか。それゆゑ共同の利益は市民社會の基礎である。このことが一度び確立されるならば、合法的な國家と強制された集合、それらはその對象あるい目的を考へることなしには基礎づけられないのだが、を區別するために、なすべきことがらがなおなにか残つてゐるだらうか。もしも社會の形式が共同の利益に向けられるとするなら、それはその制度の精神に従うものである。もしそれが首長の利益のみを考へるとしたら、それは理性と人間性の法によつて不法である。なぜなら、公共の利益がたまたま暴君政治のそれと一致しても、この一時の一致は、公共の利益がその原理ではない政府を權威づけるのに十分ではあり得ないから。

グロチウスが、あらゆる權力は支配される者の利益のために確立されるべきだということを否定したとき、彼は事實の中にのみ多くの理由を求めた。しかし問題は權利に關してゐる。彼の獨特な證明は單純である。彼はその證明を、奴れいに對する主人の權力から引き出している、あだかも、人々が事實を事實によつて權威づけるように、また、奴れい制自體が暴君政治よりも不公正でないかのように。グロチウスが確立すべきであつたのはまさに奴れいに對する權利である。存在するものが問題なのではなく、望ましくまた正しいものが問題なのである。服従するように強制される權力がではなく、承認するよう義務づけられる權力が問題なのだ。〔了〕

#### 譯者後記

『ジュネーヴ草稿』の執筆された時期は、その第一編第二章が、一七五五年十二月百科全書の一項目として公刊されたデイドロの『自然法』を攻撃していることから、一七五四年以前にはさか上らず、恐らく一七五五年頃と推定される。現在ジュネーヴ圖書館に保存されている草稿は、四つ折判七二頁のものであるが、それは全體の半分よりもおそらく少いだらうとヴォーロンはのべてゐる。

この草稿はもち論、印刷にする積りで書かれたものであるが、急にルソーの氣が變り一七六一年頃草稿に加筆修正し、現在われわれが見る『社會契約論』ができ上つたらしい。なぜ



ルソーが急にこのような變更をしたのか、その理由が問題である。この抄譯が扱った草稿中もつとも重要な二つの章の内容は、ほぼその解答を出していると思われる。なお、草稿に存在し、『社會契約論』において省略された大きな部分としては、「實定法の必要」と題する第一編第七章が今一つあるが、その主な内容は法が社會的拘束と個人の自由を調和する唯一のものであることを説いたものである。この部分は『政治經濟論』にほとんどそのまま取入れられている。拙稿「ルソーの社會契約論」本誌第五號所載参照。

さて、草稿第一編第二章「人類の一般社會について」において、ルソーは完全に自然法を否定している。このような徹底した議論は十八世紀には例のないことである。しかるになぜこの章を後に削除したのか。ヴォーンはこれについて、自然法を否定すると社會契約の效力を保障するものがなくなり、しかもルソーは、いわゆる社會契約説を脱却するまでには至つていなかったため、結局問題の焦點をそらすために省略したのではないかと、と述べている。しかし『社會契約論』においてもやはり自然法を排斥していることには變りないから、ヴォーンの解釋は當らない。むしろ第二章があまりにデイドロとの論争という形をとつていたので省略したと考える方が自然である。

次に第五章は、本稿に譯出したように社會契約が歴史的事實ではなく、理論的要請であることを明確にのべ、それに續

いて君主族父權論を否定し、奴隷制を攻撃している。この秀れた敘述をなぜ後に省略したのか全くなぞである。第二章を省略することが動機となつて、全體を書き直すことになり、一層體系的かつ原理的問題を中心に『社會契約論』が再構成されたという感じが全體としてすることは否定できないから、その際敘述の都合で深い考慮もなく省略されたのかも知れない。

要するに『ジュネーヴ草稿』と『社會契約論』を比較すると、前者の方が、自然法、およびそれとの關聯における社會契約の扱い方の點で議論が一貫しているといえる。以上簡單に『ジュネーヴ草稿』について解説したが、精しくはC. E. Vaughan, *The Political Writings of Jean Jacques Rousseau*, (1915) Vol. I, 446p. ff. を参照されたい。

最後に草稿の編章別を左に掲げる。

- 第一編 社會體の第一觀念
- 第一章 この著作の趣旨
- 第二章 人類の一般社會について
- 第三章 根本契約について
  - 土地所有權
- 第四章 主權は何において成立するか(主權の基礎)、および主權を不可譲たらしめるもの
- 第五章 社會の絆についての誤つた觀念
- 第六章 主權者と市民の相互の權利について

第七章 實定法の必要

第二編 法の設定

第一章 立法の目的

第二章 立法者について

第三章 制度化される人民について

第四章 法の性質および市民的正義の原理について

第五章 法の分類

第六章 立法の種々の體系

第三編 政治法、あるいは政府の制度について

第一章 國家の政府とは何か

市民的宗教について

〔完〕

法政研究會報告

第三十六回 四月二十五日

今井仙一教授「三つの國家觀」の検討

出席者 岡本(清)・今井・内田・金山・恒藤・秋山

服部・岡本(善)・小野・加藤・八木・山本

井ヶ田・幡本

第三十七回 六月十三日

「コールのリトリクションリズム」

發表者 山本浩三助手

出席者 田畑・高橋(貞)・岡本・今井・金山・恒藤

秋山・服部・岡本(善)・小野・加藤・八木

高橋(悠)・井ヶ田・本城

第三十八回 六月二十七日

「レンナーにおける法・所有權および勞働契約について」

發表者 加藤正男講師

出席者 田畑・高橋(貞)・今井・内田・島本・前田

恒藤・秋山・服部・岡本(善)・小野・山本

井ヶ田